

上場有価証券等書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、国内外の金融商品取引所に上場されている有価証券（以下「上場有価証券等」といいます。）の売買等（※1）を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

手数料など諸費用について

- 上場有価証券等の売買等にあたっては、当該上場有価証券等の購入対価の他に別紙「株式委託手数料料率表」に記載の売買手数料をいただきます。
- 上場有価証券等を募集等により、または当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いただきます。
- 外国証券の外国取引にあたっては、外国金融商品市場等における売買手数料及び公租公課その他の賦課金が発生します（※2）。
- 外国証券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

上場有価証券等のお取引にあたってのリスクについて

- 上場有価証券等の売買等にあたっては、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動や、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、商品、カバードワラント等（以下「裏付け資産」(※3)）といいます。）の価格や評価額の変動に伴い、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- 上場有価証券等の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- 上場有価証券等のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される（できる）旨の条件または権利が付されている場合において、当該財産の価格や評価額の変動や、当該財産の発行者の業務や財産の状況の変化に伴い、上場有価証券等の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって損失が生じるおそれがあります。
- 上場有価証券等のうち、上場新株予約権証券は上場期間が短期間であり、また、上場新株予約権証券および、新株予約権、取得請求権等が付された上場有価証券等については、これらの権利を行使できる期間に制限があり、期間が終了した場合、その価値を失う性質をもつ有価証券です。また、権利を行使して株式を取得するためには、所定の金額の払込みが必要となる場合がありますのでご注意ください。

上場有価証券等に係る金融商品取引契約の概要

当社における上場有価証券等の売買等については、以下によります。

- ・ 取引所金融商品市場又は外国金融商品市場の売買立会による市場への委託注文の媒介、取次ぎ又は代理
- ・ 当社が自己で直接の相手方となる売買
- ・ 上場有価証券等の売買等の媒介、取次ぎ又は代理
- ・ 上場有価証券等の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- ・ 上場有価証券等の売出し

当社の概要

商 号 等	岡安証券株式会社 金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第8号
本 店 所 在 地	〒541-0046 大阪市中央区平野町二丁目1番2号
加 入 協 会	日本証券業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資 本 金	6億5千66万円（平成24年5月31日現在）
主 な 事 業	金融商品取引業
設 立 年 月	昭和12年9月
連 絡 先	本店監査部 06-7637-0020 又はお取引のある支店・営業所にご連絡 ください。

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

本店監査部 〒541-0046 大阪市中央区平野町二丁目1番2号

電話番号 06-7637-0020 受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00（祝日を除く）

金融ADR制度のご案内

金融ADR制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住所 ：103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005（FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。）

受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00（祝日を除く）

※1 「上場有価証券等」には、国内外の店頭売買有価証券市場において取引されている有価証券を含み、カバードワラントなど、法令で指定される有価証券を除きます。また、「売買等」には、デリバティブ取引、信用取引及び発行日取引は含まれません。

※2 外国取引に係る現地諸費用の額は、その時々市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

※3 裏付け資産が、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。

※4 本書面上の各有価証券には、外国又は外国の者の発行する証券又は証書で同様の性質を有するものを含みます。

その他留意事項

外国の発行者が発行する上場有価証券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されることがあります。該当する上場有価証券は、日本証券業協会のホームページ（<http://www.jsda.or.jp/shiraberu/foreign/meigara.html>）でご確認いただけます。

株式委託手数料料率表

現物売買 手数料料率表	
約 定 代 金	委託手数料 料率
80 万円以下の場合	約定代金の 1.24200%
80 万円超え 100 万円以下の場合	約定代金の 0.97200% + 2,160 円
100 万円超え 200 万円以下の場合	約定代金の 0.91800% + 2,700 円
200 万円超え 300 万円以下の場合	約定代金の 0.88560% + 3,348 円
300 万円超え 500 万円以下の場合	約定代金の 0.86400% + 3,996 円
500 万円超え 1,000 万円以下の場合	約定代金の 0.55512% + 19,440 円
1,000 万円超え 3,000 万円以下の場合	約定代金の 0.47844% + 27,108 円
3,000 万円超え 5,000 万円以下の場合	約定代金の 0.32400% + 73,440 円
5,000 万円超えの場合	約定代金の 0.27000% + 100,440 円
最低手数料は 2,700 円	

○ 単元未満株式

単元未満株式の売買を行うにあたって、以下の計算式に基づき算出した
売買手数料をいただきます。

$$\text{手数料} = 1 \text{ 売買単位手数料} \times \frac{\text{単元未満株数}}{1 \text{ 売買単位株数}}$$

* 1 売買単位手数料は、上記の料率表に基づき算出した 1 売買単位に係る株式をお取引
いただいた際の手数料です。

ただし、1 売買単位手数料が 2,700 円未満の場合は、約定代金×1.24200%としま
す。

記載されている手数料は、消費税等相当額を含めた総額表示となっております。

外国株券（委託）取次手数料

現物売買 手数料料率表			
約 定 代 金	委託手数料 料率		
50 万円以下の場合	約定代金の	一律	8,100 円
50 万円超え 100 万円以下の場合	約定代金の	1.08000%	+ 2,700 円
100 万円超え 300 万円以下の場合	約定代金の	0.97200%	+ 3,780 円
300 万円超え 500 万円以下の場合	約定代金の	0.86400%	+ 7,020 円
500 万円超え 1,000 万円以下の場合	約定代金の	0.75600%	+ 12,420 円
1,000 万円超え 3,000 万円以下の場合	約定代金の	0.64800%	+ 23,220 円
3,000 万円超え 5,000 万円以下の場合	約定代金の	0.54000%	+ 55,620 円
5,000 万円超え 1 億円以下の場合	約定代金の	0.43200%	+ 109,620 円
1 億円超えの場合	約定代金の	0.32400%	+ 217,620 円

※約定代金が 50,000 円以下の場合には、約定代金の 16.200% を委託手数料とする